

手続案内

部局名	所属名
健康福祉部	地域福祉課
手続名	
生活困窮者就労訓練事業の認定	
根拠法令	
生活困窮者自立支援法	
条項	
第16条	
手続対象者	
生活困窮者就労訓練事業を開始しようとする方	
提出先	
健康福祉部地域福祉課	
提出時期	
生活困窮者就労訓練事業を開始しようとする時	
提出書類	
1 生活困窮者就労訓練事業認定申請書	
2 申請書に添付する書類	
(1) 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書	
(2) 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類	
(3) 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開のための措置に係る書類	
(4) 就労訓練事業を行う者の役員名簿	
(5) 「誓約書」	
(6) 非雇用型の利用者が被った災害について加入する保険商品に関する資料	
(7) その他福井県知事が必要と認める書類	
手数料	
なし	
審査基準	
次のいずれにも該当すること。	
1 法人格を有すること。	
2 生活困窮者就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員および財政的基礎を有すること。	
3 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。	
4 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。	
5 次のいずれにも該当しない者であること。	
(1) 法その他の社会福祉に関する法律または労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなく	

- なった日から起算して五年を経過しない者
- (2) 法第10条第3項の規定により同条第1項の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者または暴力団員等をその業務に従事させ、もしくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
 - (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
 - (5) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業または同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - (7) 破産者で復権を得ない者
 - (8) 役員のうちに（1）から（7）までのいずれかに該当する者がある者
 - (9) （1）から（8）までに掲げる者のほか、その行った生活困窮者就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがあるまたは関係法令の規定に反した等の理由により生活困窮者就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

標準処理期間

30日

相談窓口

健康福祉部地域福祉課

備考